

## 「体験活動推進日（ラーケーション）」利用に関する規程

### 1 「体験活動推進日」とは

生徒が、校外（家庭や地域）における体験活動を企画し、平日に保護者等と活動できる機会を確保する目的で設定する日である。ただし、体験活動については、必ずしも保護者等の同行を求めるものではない。

### 2 内 容

年5日以内に限り、保護者等の届によって、生徒が登校しなくても欠席とならない日を設定する。

### 3 申請方法

本校所定の利用申請書、計画書および報告書を、本校ホームページからダウンロードするか、担任から受け取るかした上で、保護者の署名を付して、原則1週間前までに担任に申請する。許可を得てから実施すること。

### 4 実施時期

本校では「体験活動推進日を設定することができない日（期間）」を次のように定める。

- (1) 4月の始業式から生徒面談週間終了まで（年度始めの学校生活リズムに慣れるため）
- (2) 定期考査1週間前から1週間後まで
- (3) 長期休業開始日の前日及び休業明け初日（集会等における重要な連絡があるため）
- (4) 文化祭、芸術鑑賞会、クラスマッチ、卒業式等の学校行事がある日
- (5) 健康診断実施日
- (6) その他、学校や学年が必要と定める日

### 5 その他

- (1) 生徒及び保護者は、茨城県が作成する「パンフレット」「リーフレット」「体験活動推進日カード」を活用し、体験活動について計画する。その際、活動のリスクに応じた備え（保険加入等）をしておく。
- (2) 指導要録及び調査書等における取扱いについては「出席停止・忌引等」とする。
- (3) 学校は、学びの保障について、生徒一人ひとりの学習状況に応じて、欠席や出席停止・忌引等で登校しなかった場合と同様に対応する。
- (4) 生徒は、体験したことについて保護者や友人と話し合うなど、活動の振り返りを行う。
- (5) ラーケーション利用の目的および内容は、「自己の在り方生き方を考えながら、課題を発見し解決していくことのできる力」の育成に資するものであること。そうでないものについては利用を認めない。
- (6) 利用後は必ず報告書を提出すること。なお、利用を認めた場合でも、報告書の内容によっては利用を取り消す場合もある。